

新たな教育振興基本計画の策定について

総合教育政策局政策課

1

教育振興基本計画とは

教育振興基本計画は、平成18年に全面改正された教育基本法第17条第1項に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。第1期計画が平成20年に策定され、第2期計画は平成25年、第3期計画は平成30年に策定されてきました。

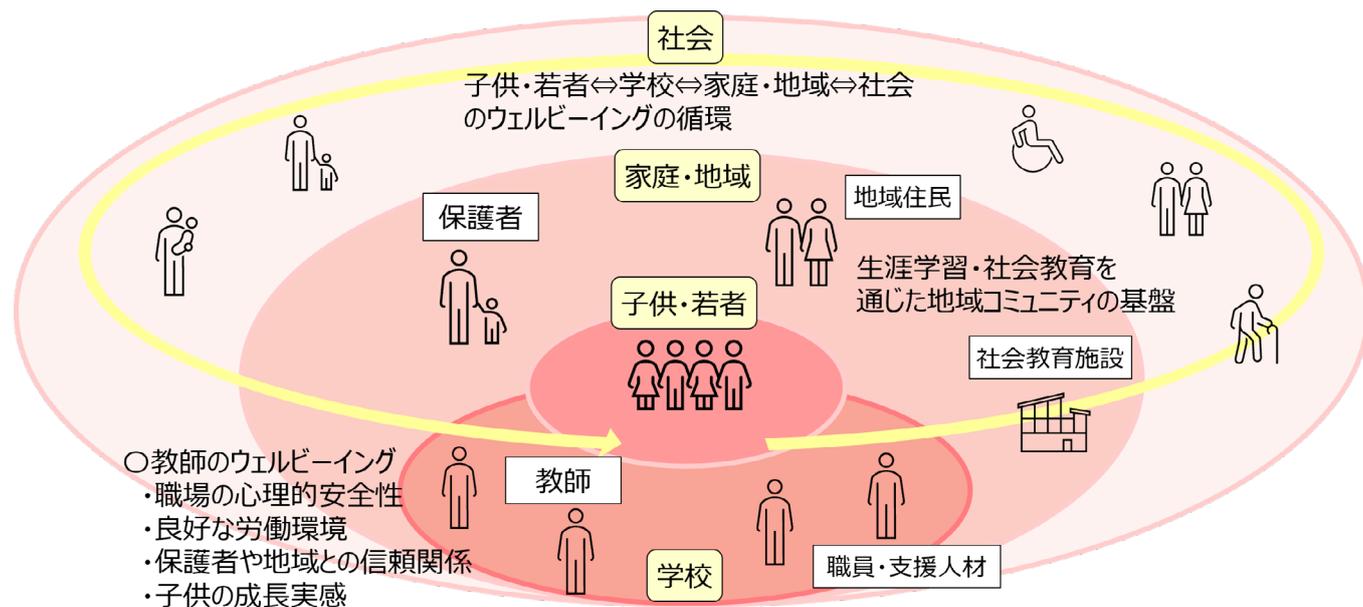
第4期となる新たな計画については、令和4年2月に文部科学大臣から中央教育審議会に対して諮問がなされ、同審議会の下に設置された教育振興基本計画部会を中心に約1年にわたり審議が重ねられました。日本の教育制度は、明治5年に「学制」が公布されて以来150年にわたる幾多の改革を経て現在に至っており、今回の新たな教育振興基本計画の策定は、教育の発展に尽力してきた先人の努力に思いを致すとともに、未来に向けて

教育の在り方を構想するにふさわしい節目の時期に行われたものと言えるでしょう。本計画の策定に当たっては、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」を検討の視座として、中央教育審議会において審議が行われました。そして令和5年3月に「次期教育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられ、その後答申を踏まえつつ、新たな内容を盛り込み、令和5年6月16日に新たな教育振興基本計画が閣議決定されました。

2

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

本計画においては、まず第3期教育振興基本計画期間中の成果と課題を分析し、例えば成果として PISA 調査



子供たちのウェルビーイング、教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

等における国際的に高い学力水準の維持、GIGA スクール構想、教職員定数の改善などが挙げられました。他方で課題として、コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞、不登校・いじめの増加、学校での長時間勤務や教師不足などを指摘しています。

また、社会の状況として、現代は将来の予測が困難な「VUCA」の時代であり、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化、地球規模の課題、格差の固定化と再生産などの社会課題がある中で、2040年以降の社会を見据えたときに、現時点で予測される社会の課題や変化に対応するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要との認識を示しています。

3

今後の教育政策に関する基本的な方針

本計画はコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つを掲げています。

(1) 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

地球規模の課題や少子化・人口減少などが深刻化する中で、この社会を持続的に発展させていくためには、財政や社会保障などの社会制度を維持しつつ、社会課題を経済成長と結びつけて新たなイノベーションにつながる取組を推進することが求められます。そのためには、未来に向けて自らが主体的な社会の創り手となり、課題解決などを通じて持続可能な社会を維持・発展させていくことが必要であり、そのための教育・人材育成を今後の教育政策の重要な方向性として位置づけています。

(2) 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括

的な概念でもあります。ウェルビーイングという用語については、日本語に置き換えるべきではないかとの議論もありましたが、様々な議論を経て、答申ではウェルビーイングという用語を用いつつ、概念を丁寧に解説する形でまとめられ、計画にもそのままの形で盛り込まれました。

また、ウェルビーイングの考え方として、個人が獲得・達成する能力や状態に基づく獲得的要素に加え、人とのつながり・関係性に基づく協調的要素の重要性に言及し、両者を調和的・一体的に育む「調和と協調 (balance and Harmony)」に基づくウェルビーイングを、教育を通じて向上させていく必要性を示しています。あわせて、子供・若者のウェルビーイング向上のためには、教師をはじめとする学校の構成員全員のウェルビーイングが重要であり、学校で育まれたウェルビーイングが地域や家庭、社会全体に広がり、世代を超えて循環していくこと、また学習者の主観的な認識の変化に関するエビデンスを収集していくことの重要性についても述べています。

4

今後の教育政策に関する5つの基本的な方針

この2つのコンセプトの下、5つの基本的な方針を掲げています。各教育段階の連続性を重視し、共通課題を横断的に捉える形で、これらの方針をとりまとめました。

(1) 「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」

主体的に社会の形成に参画する態度の育成と価値創造の志向、初等中等教育段階における主体的・対話的で深い学びと高等教育段階におけるアクティブ・ラーニング及び大学教育の質保証、グローバル人材育成、地域・産学官連携、職業教育、マルチステージの人生を生涯にわたって学び続ける学習者の育成、リカレント教育を通じた高度専門人材育成などを重要テーマとして示しています。

(2) 「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」

子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で多様な教育ニーズへの対応、その際に支援を必要とする子供の

長所・強みに着目する視点の重視、多様性、公平・公正、包摂性（DE & I）ある共生社会の実現に向けた教育の推進について示しています。

(3) 「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」

持続可能な地域コミュニティの基盤形成に向けた社会教育機能の強化、生涯学習を通じた自己実現や地域貢献等により当事者として地域社会の担い手となる方向性を示しています。

(4) 「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」

教育DXについては、今回新たに基本的方針の一つとして位置づけ、コロナ禍を経た今後の教育の在り方として重要な方向性として示しました。1人1台端末の活用や児童生徒の情報活用能力の育成、デジタルの活用とリアル（対面）活動の重要性についても示しています。

(5) 「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」

計画を実行していくために不可欠となる基盤整備として、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の充実などについての方向性も示しています。また、中教審での答申の策定過程においては、子供・若者から意見を聴くことなどを通じてより多角的な視点からの検討が行われたことも特徴の一つであり、対話の重要性についても示しています。

ビーイングの向上]、「いじめ等への対応、人権教育の推進]、「児童生徒の自殺対策の推進」等

- 目標7の「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」においては「特別支援教育の推進]、「不登校児童生徒への支援の推進」等
- 目標11の「教育DXの推進・デジタル人材の育成」においては「1人1台端末の活用]、「児童生徒の情報活用能力の育成」等
- 目標12の「指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化」においては「学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進]、「ICT環境の充実]「地方教育行政の充実」等
- 目標13の「経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保」においては「へき地や過疎地域等における学びの支援」等を盛り込んでいます。

また、それぞれの目標について、進捗状況を把握するための指標も設定しています。

本文全体については、文部科学省ウェブサイトよりご覧ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm)

▶ウェブサイト(計画に関する情報を掲載)



5

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

今後5年間の教育政策の目標と基本施策については、16の目標を掲げており、それぞれに基本施策と指標が示しています。例えば、

- 目標1の「確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成」においては「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」や「新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施」等
- 目標2の「豊かな心の育成」においては「主観的ウェル

6

おわりに

教育基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体は本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育振興基本計画を定めるよう努めることとされています。また、教育大綱の策定に当たっては国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌することが定められています。各地方公共団

体におかれては、それぞれの地域の実情を踏まえ、総合教育会議も活用しつつ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていただくようお願いします。

文部科学省においては、本計画の趣旨の周知・広報を図るため文部科学省 YouTube チャンネルに新たな教育振興基本計画のポイント解説動画を公開しています。今後も更新を予定していますので、ウェブサイト等をご覧ください、各地方公共団体における教育政策の企画・立案の参考にさせていただくようお願いします。

渡邊前中央教育審議会会長 ポイント解説動画



内田中央教育審議会委員解説動画～ウェルビーイング編～

